

## 核酸アナログ製剤治療【更新】申請手続きの簡素化について

鹿児島県感染症対策課

核酸アナログ製剤治療の更新の申請において、従来は、医師による診断書の提出が必須でしたが、患者さまの負担軽減を図るため、平成29年6月から、診断書の代わりに、下記のことを提出いただけるようになりました。なお、(1)、(2)の両方が必要です。(従来どおり、診断書による申請も可能です。診断書による申請か、下記のものによる申請かのいずれかの申請方法を選んで申請してください。)

### (1) 検査内容が分かる資料

例：検査結果報告の写し、健診・人間ドックの結果の写し 等

〈必要な項目〉

- ①氏名
- ②ウイルスマーカー（HBV-DNA 定量、HBs 抗原、HBコア関連抗原のうち1つ以上）
- ③血液検査（AST、ALT、血小板数）
- ④検査日（前回の更新日（受給者証に記載の交付年月日）以降の直近のデータであることがわかるようにするため。）

※必要な項目が「検査中」となっている場合は審査をすることができませんので、ご了承ください。

検査報告書		
氏名：〇〇 △△	依頼日：●月●●日	報告日：●月●●日
検査項目	結果	基準値
AST	××	◆◆ - ◇◇
ALT	〇〇	## - ##
血小板数	□□	* * - * *
HBV-DNA	◇◇	検出あり

### (2) 治療内容が分かる資料

例：お薬手帳の写し、薬剤情報提供書の写し 等

〈必要な項目〉

- ①氏名
- ②治療薬剤名
- ③処方日（前回の更新日（受給者証に記載の交付年月日）以降の直近の治療内容であることがわかるようにするため。）



### 注意事項

提出資料に必要な項目については、上記のとおりです。(従前の診断書記載項目から変更はありません。)

必要な項目に漏れがないかをご確認の上、所定の様式に貼り付けてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、必要な項目の記載が無い場合、審査をすることができませんので、ご注意願います。※ご不明な点があれば、各地域の保健所又は鹿児島県保健福祉部感染症対策課感染症保健予防係（TEL099-286-2724）までお問い合わせください。